

○上天草市病院事業電子署名規程

平成26年1月31日病院事業管理規程第2号

上天草市病院事業電子署名規程

(趣旨)

第1条 この規程は、電子署名に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子文書 上天草市病院事業文書管理規程(平成25年病院事業管理規程第9号)第2条第4号に規定する電子文書をいう。
- (2) 電子署名 上天草市病院事業文書管理規程第2条第5号に規定する電子署名をいう。
- (3) 職責証明書 電磁的記録への職に係る電子署名に使用するために総合行政ネットワーク運営主体の発行局が発行する証明書をいう。
- (4) 職責証明カード 電子署名を行うために必要な符号を格納したICカードをいう。

(電子署名)

第3条 電子署名は、職責証明書により行うものとする。

(職責証明書の職名等)

第4条 職責証明カードに含まれる職責証明書の職名並びに当該カードの枚数、用途、保管箇所及び管理者は、別表のとおりとする。

(職責証明カードの管理)

第5条 職責証明カードの保管及び使用については、管理者が、その責めに任ずる。

- 2 職責証明カードは、電子署名の付与等の必要がある場合を除き、常に堅固な容器に納め、厳重に保管しなければならない。

(職責証明カード取扱責任者)

第6条 管理者は、職責証明書に関する事務を補佐させるため、職責証明カードの保管箇所ごとに職責証明カード取扱責任者(以下「取扱責任者」という。)を指定する。

- 2 取扱責任者は、管理者の命を受け、職責証明カードの保管その他の職責証明

書に関する事務に従事する。

- 3 管理者及び取扱責任者が事故又は不在の場合は、あらかじめ管理者が指定した職員がその事務を代行する。

(管理者の責務)

第7条 管理者は、職責証明書の状況を常に明確にしておかなければならない。

- 2 管理者は、職責証明カードの保管、使用その他の管理に関し必要な事項を適宜調査することができる。

(電子署名の付与)

第8条 電子署名の付与は、上天草市病院事業公印規程(平成19年病院事業管理規程第5号)第9条の規定に準じて行うものとする。この場合において、当該電子署名を付与したときは、電子署名付与簿(別記様式)に必要な事項を記載しなければならない。

(職責証明カードの持出し)

第9条 職責証明カードは、所定の保管箇所以外に持ち出してはならない。ただし、管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

(職責証明カードの発行等)

第10条 職責証明カードの発行、更新、廃止その他の事務手続は、地方公共団体組織認証基盤における上天草市登録分局の運営に関する規程(平成19年上天草市訓令第12号)第14条から第22条までの規定により処理するものとする。

(事故報告)

第11条 前条の規定にかかわらず、管理者は、職責証明カードの盗難、紛失、毀損又は偽造の事故があったときは、直ちにその旨を事務部長に報告しなければならない。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、電子署名に関し必要な事項は、上天草市病院事業管理者が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年2月1日から施行する。

別表（第4条関係）

職責証明書の職名	枚数	用途	保管箇所	管理者
上天草市病院事業 管理者	1	消費税の電子申告	総務課	総務課長

